

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県営病院事業管理者職務代理者
鳥取県病院局長兼病院局総務課長 嶋 田 雄 二

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>職員の扶養親族たる者(条例第7条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)</u>が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第7条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。次号において同じ。)<u>以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u></p> <p>2. <u>条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>(3) <u>その他管理者が定める住宅</u></p>

2 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舍とする。

3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が3級から5級までである者
1,000分の965

(2) 職務の級が6級から9級までである者
1,000分の936

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち管理者が定める住宅 管理者が定める者

4 条例第9条第3号に規定する企業管理規程で定める住宅は、第1項第1号に規定する公舎、同項第2号及び第4号に規定する住宅並びに同項第3号に規定する職員宿舍とする。

5 条例第9条第3号に規定する企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあっては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に

円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3级以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

別表第8(第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	88,000円	74,700円
行政職給料表	7級	2種	82,800円	68,200円
		3種	66,300円	54,600円
行政職給料表	6級	3種	62,200円	48,100円
略				
医療職給料表(2)	7級	2種	82,000円	69,800円
		3種	65,600円	55,900円
医療職給料表(2)	6級	3種	62,200円	49,300円
		4種	54,500円	43,100円
医療職給料表(3)	7級	2種	82,600円	70,900円
		3種	66,200円	56,800円
医療職給料表(3)	6級	3種	64,900円	49,800円

切り上げるものとする。)を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第8(第7条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	90,700円	77,000円
行政職給料表	7級	2種	85,400円	70,300円
		3種	68,300円	56,300円
行政職給料表	6級	3種	64,200円	49,600円
略				
医療職給料表(2)	7級	2種	84,500円	72,000円
		3種	67,600円	57,600円
医療職給料表(2)	6級	3種	64,200円	50,900円
		4種	56,200円	44,500円
医療職給料表(3)	7級	2種	85,200円	73,100円
		3種	68,200円	58,600円
医療職給料表(3)	6級	3種	66,900円	51,300円

	4種	56,800円	43,600円		4種	58,600円	45,000円
--	----	---------	---------	--	----	---------	---------

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この項において「行政職5級以下職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるものにあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この項において「行政職6級以上職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるものにあつては、当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項</p>	<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が別に定めるものに対応するもの)にあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p>

<p>において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p>	
14～20 略	14～20 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3級から5級まで</u>であるもの(以下この号において「<u>行政職5級以下職員</u>」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が<u>行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの</u> 旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号及び第3号におい</p>	<p>附 則 第1条～第6条 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3级以上</u>であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が管理者が定める<u>職務の級及び号給であるもの</u> 旧給料月額(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号において同じ。)に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨</p>

<p>て同じ。)に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この号において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの</u> 旧給料月額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(3) 略</p> <p>第8条～第11条 略</p>	<p>て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>第8条～第11条 略</p>
---	---

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。